

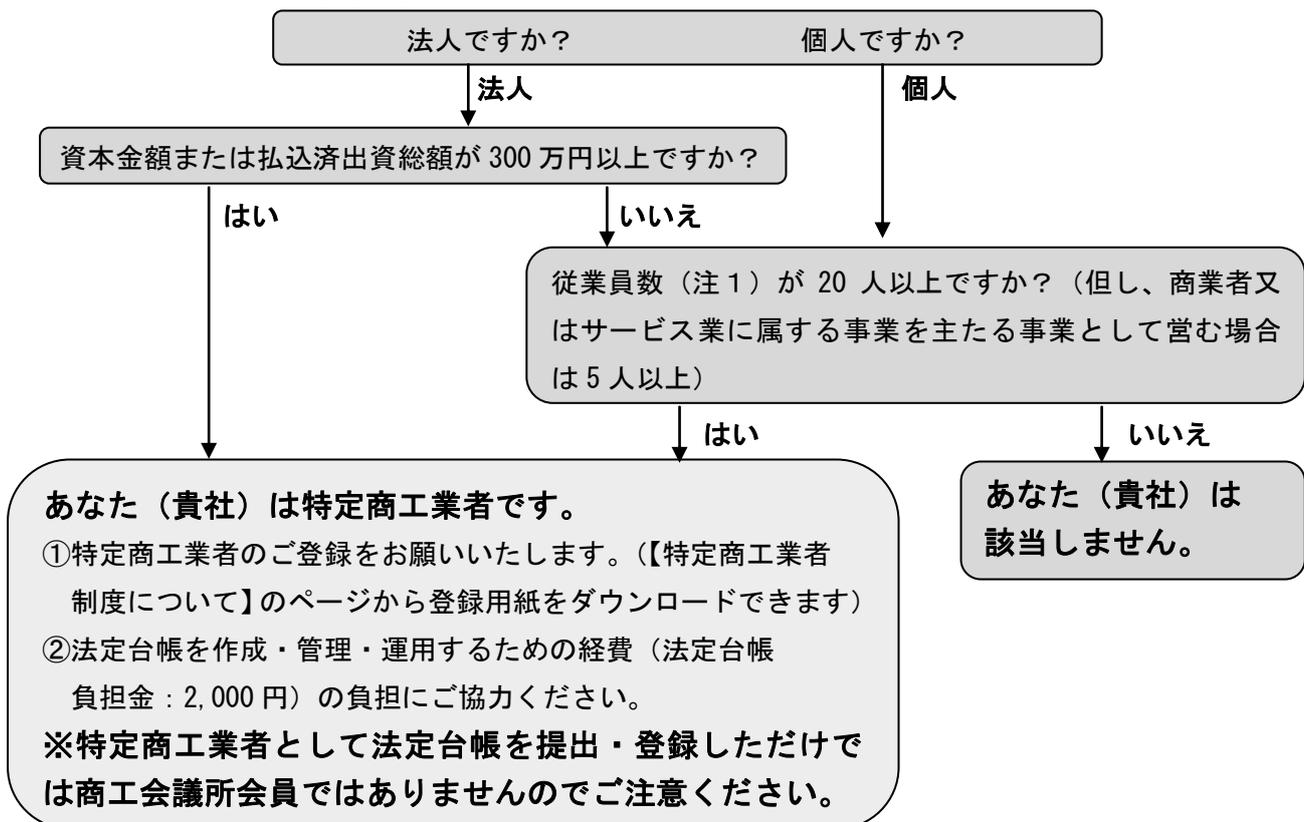
特定商工業者制度について

商工会議所は「商工会議所法」に基づく会員組織であるとともに、地域内商工業の総合的な発展と社会一般の福祉増進を図ることを目的とする、きわめて公共性の高い経済団体です。

そのため、商工会議所法ではある一定規模以上の企業（特定商工業者）にその登録（法定台帳の提出）と経費負担（負担金の納入）をご提供いただき、その地域の商工業の実態把握を行いデータ活用することを目的とした特定商工業者制度が設けられております。

伊丹市内で6ヶ月以上営業されており、その規模が法律で定められた基準（以下のフロー図を参照）であれば、会員・非会員にかかわらず商工会議所に登録し、負担金（年額 2,000 円）のお願いをさせていただきます。

あなたの事業所は特定商工業者ですか？



※（注1）本制度における「従業員」とは「事業所に常時雇用されている人」を指し、1ヶ月を越える期間を定めて雇用されているパートタイマー、アルバイト、家族従業者等であっても含まれます。

特定商工業者 法定台帳登録申請書のダウンロード

【特定商工業者制度について】のページから登録用紙をダウンロードし、下記へ郵送もしくはFAXにて送信してください。

〒664-0895 伊丹市宮ノ前 2-2-2 伊丹商工会議所 宛 TEL：072-775-1221 FAX：072-775-1223

【参考】「商工会議所法」（法律第143号昭和28年8月1日公布）の法定台帳に関する条文抜粋
（法定台帳の作成）

第10条 商工会議所は、成立の日から1年以内に、特定商工業者について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳（以下「法定台帳」という。）を作成しなければならない。
（2～6項まで略）

7 特定商工業者は、第1項の事項のうち政令で定めるものについて変更を生じたときは、すみやかに、その旨を当該商工会議所に届け出なければならない。

8 特定商工業者は、法定台帳の作成又は訂正に関して商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

（法定台帳の運用及び管理）

第11条 商工会議所は、その事業の適正且つ円滑な実施に資するために、法定台帳を運用しなければならない。

2 商工会議所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 商工会議所は、法定台帳の作成又は訂正に関して知り得た商工業者の秘密に属する事項を他に漏らし、又は窃用してはならない。

（負担金）

第12条 商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。

2 商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。